

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 9 月まで

父が私の国民年金の加入手続きを行い、加入当初より、国民年金保険料を納付していた。私は、父に対し金銭を渡し保険料を納付するように頼んでおり、必ず保険料を納付しているはずである。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料が月 100 円であることを記憶している上、内職で得た収入の一部を申立人の父に渡し、保険料を納付するように依頼した際のやりとりを鮮明に記憶している。

また、市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立人が昭和 44 年 2 月に結婚するまでの期間について、国民年金加入期間は申立期間を除き納付済みとなっていることが確認できることを踏まえると、申立人の父は、遅滞なく納付していたものと考えられる。

さらに、市役所の国民年金被保険者名簿には、昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までについて、保険料の納付が記録されているにもかかわらず、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳には納付記録が無く、平成 20 年 8 月に記録訂正されるまで社会保険庁の納付記録に反映されていなかったことから、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 61 年 3 月

昭和 45 年 1 月に、20 歳の誕生日を迎えたのを契機に親の勧めで国民年金の加入手続をした。申立期間①の保険料は親が姉妹の分と一緒に払ってくれ、申立期間②の保険料は自分で納付した。

他の姉妹たちに納付記録があるのに私だけが未納になっているのは、親が私の保険料だけを放置していたことになり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、親の勧めで国民年金の加入手続を行った後、親が姉妹の保険料と一緒に申立人の保険料も納付したと主張しているが、加入手続を行った際の記憶があいまいで、保険料納付の方法も出入りの金融機関の営業担当者に預けていたようであるとするだけで、申立人自身は保険料納付に直接関与していないため、納付頻度、納付した保険料の金額等の状況が不明である。

また、申立人は、申立人が満 20 歳の誕生日を迎えた昭和 45 年 1 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人の名前で最初に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 50 年 12 月 26 日であり、このころに加入手続が行われたものと考えられ、この時点では申立期間①のうち 45 年 1 月から 48 年 9 月までは時効により納付できない期間である。

さらに、社会保険事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿を基に、申立期間①の当時に同居していた申立人を含む 4 姉妹の国民年金手帳

記号番号払出時の年齢をみると、長女 22 歳、二女 33 歳、申立人 25 歳、四女 22 歳と区々となっており、申立期間①の当時、申立人を含め 3 人が当該期間の全部又は一部について未加入であったことを勘案すると、申立人だけが 20 歳から国民年金に加入し保険料納付を開始したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

他方、申立期間②について、申立人は、昭和 60 年 11 月 25 日に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金に再加入して以降、申立期間②を除き、保険料の未納は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 60 年 11 月から 61 年 2 月までの保険料は、遅滞なくそれぞれの月内に納付されていることが確認できる。

さらに、昭和 60 年 11 月の保険料は、厚生年金保険と国民年金の記録を平成 18 年 5 月 12 日に統合したことにより、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 60 年 12 月 1 日に喪失していることが確認でき、これにより、国民年金の資格取得日を同年 11 月 25 日から同年 12 月 1 日に訂正の上、当該保険料は還付されており、このことから、申立人は、同年 11 月に、事業所を退職してすぐに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い保険料の納付を開始したことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和44年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月21日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、記録が1か月欠落しているとの回答を得た。昭和43年1月に入社し、平成12年3月31日に退職するまで勤務していた。在職証明書があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、給与履歴証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年8月21日にA社C支社からA社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年9月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年11月30日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、記録が1か月欠落しているとの回答を得た。昭和48年7月に入社し、54年3月に退職するまで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び元上司等の証言により、申立人がA社B支店に継続して勤務し（昭和51年12月1日にA社B支店からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和51年10月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していたはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和51年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 11 月まで

私は、社会保険事務所から厚生年金保険被保険者期間が 20 年に満たないため、通知により第 4 種被保険者（任意継続被保険者）となった。その後、厚生年金保険被保険者期間が 20 年になり期間を満たしたので、国民年金に任意加入したと記憶している。国民年金の記録が無いとのことであるが、今一度再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 3 月から 60 年 6 月までの第 4 種被保険者（厚生年金保険の任意継続被保険者）による老齢年金の受給資格期間満了後国民年金に加入したとしているが、市役所で保管している被保険者名簿により、申立人に係る国民年金資格取得日は申立期間後に勤務した事業所の厚生年金保険資格喪失日である 62 年 11 月 1 日となっており、その届出は 63 年 5 月 10 日に行われ、併せて申立人の妻の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の届出も同日に行われていることが確認できるものの、申立人が第 4 種被保険者の資格期間満了後の 60 年 7 月 1 日からの国民年金の資格取得届を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 5 月 30 日に払い出されていることは確認できるものの、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から提出のあった昭和 60 年分の所得税の確定申告書（控）によると、記載されている社会保険料額は、同年 1 月から 6 月までの申立人に係る厚生年金保険の第 4 種被保険者の保険料額（12 万 840 円）及び申立人

の妻に係る同年1月から同年12月までの国民年金保険料額（7万9,320円）の合計額（20万160円）に合致しているため、申立人の国民年金保険料額は含まれていないものと考えられる。

一方、同様に提出のあった昭和61年分の所得税の確定申告書（控）によると、記載されている社会保険料控除額（9万9,220円）は、申立人夫婦二人分の同年1月から11月までの国民年金保険料額の合計額（15万4,040円）の金額に差違がみられ、申立人は同年12月から事業所に勤務しているため仮に申立人に係る同年12月分の社会保険料額（1万6,350円）と申立人の妻の同年1月から11月までの国民年金保険料額（7万7,020円）との合計額（9万3,370円）とした場合にはおおむね同額と認められるので、申立人の申立期間の国民年金保険料が含まれた金額とは考え難い。

加えて、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 560

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
母より将来の年金受給のため加入を勧められたことにより、昭和 52 年 5 月に国民年金に任意加入した。国民年金保険料は元夫名義の銀行口座から自動振替により納めており、申立期間に納付していないことはあり得ない。再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人がA市に居住していた昭和 58 年 4 月から 9 月までの期間及び 59 年 2 月から 61 年 3 月までの期間について、A市が保管する国民年金収滞納一覧表に申立人に係る国民年金の納付記録は無く、申立人がB市に居住していた 58 年 10 月から 59 年 1 月までの期間についても、B市が保管する被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、両市において申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫は、申立人に係る国民年金の加入手続を昭和 52 年 5 月に行った後、申立人に係る同年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を元夫名義の銀行口座から口座振替により納付していたと主張しているが、A市が国民年金保険料の口座振替制度を開始したのは 58 年 4 月以降である。その後、調査中に申立人の元夫は申立人に係る 52 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料は各年度を前納払いで納付していたと主張を変えたが、同市が保管している 56 年度及び 57 年度の国民年金収滞納一覧表により両年度の申立人の保険料は毎月納付されていることが確認できるなど、申立人の元夫の当時の記憶は曖昧である。さらに、社会保険事務所で保管している申立人に係る国民年金手帳記号番

号払出簿には昭和 58 年 4 月 1 日に資格喪失したことが記録され、この記録は社会保険庁オンライン記録と合致しているとともに、その後、申立人が 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者となるまでの期間でもある申立期間に国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人自身は国民年金保険料納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の元夫が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年6月までの期間、48年11月から49年1月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月から同年6月まで
② 昭和48年11月から49年1月まで
③ 昭和59年4月から61年3月まで

私は、事業所を退職した後、昭和46年1月ごろ及び48年11月ごろに、それぞれ厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、区役所から納付書が自宅に郵送され、妻が区役所の窓口で国民年金保険料を納付した。

A町に転居した後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を婦人会の役員に現金で納付した。

60歳になるまで、国民年金保険料は欠かさず納付しているにもかかわらず、これが記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を遅滞なく行ったと主張しているが、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿には、申立期間①及び②に関して、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無い上、社会保険庁のオンライン記録で複数の読み方で氏名検索を行っても申立期間①及び②に係る申立人に該当する記録は無く、国民年金に加入した形跡が認められない。

また、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和49年2月13日に発行され、同手帳には、同日に任意加入資格を取得した旨記載されており、申立期間①及び②は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が所持している昭和 49 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料領収書には、「新」と記載されており、この保険料を領収した区役所は、当該記載は国民年金に新規加入したことを意味すると解釈できるとしている上、申立人が所持する国民年金手帳の発行日も同年 2 月 13 日であることから判断して、同年 2 月に区役所で国民年金に新規加入し国民年金保険料の納付を始めたと考えるのが妥当である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、資格喪失の手続をした覚えは無く、申立人の妻が申立期間についても継続して納付組織の集金人に対し夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 59 年 4 月 28 日に資格喪失した旨記載されており、申立期間③は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、役場が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿にも資格喪失日が昭和 59 年 4 月 28 日と記載されている上、昭和 59 年度及び 60 年度については、納付書発送照合欄及び台紙照合欄には何も記載が無く、資格喪失届に基づき納付書の発送は行われなかったものと考えられ、行政側の記録に不自然なところはみられない。

さらに、申立期間③の当時、申立人は任意加入対象者であったことから、任意に資格を喪失することは可能である上、資格喪失した未加入期間において納付組織の集金人が申立人の国民年金保険料を徴収していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 562

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から61年3月まで
学生の中から母親が私の保険料を納付していたはずだが、その母が亡くなったので詳細は分からない。ただ、母が高齢であったためか、保険料は自宅に集金にいられていたと思う。

調査の上、未納とされている210か月の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の20歳の誕生日直後に、当時学生であった申立人に代わり母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料についてもすべて母親が納付し続けてくれたと主張しており、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料納付に関与していないため、母親が亡くなった現在、国民年金の加入手続の時期や保険料の納付方法、納付した保険料の金額等の状況が不明である。

また、申立人が申立期間に居住していた住所地の市役所は、同市の国民年金被保険者名簿の索引簿に申立人の名前の記載が無く、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していた形跡が無いとしている上、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿でも、申立期間に申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録で氏名検索を行っても申立人に該当する記録は無く、申立期間に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月まで

私の両親が国民年金の加入手続をして、保険料も結婚までは納付してくれていたはずだ。私も出張所に納付に行った記憶がある。しかし、昭和 36 年 4 月から結婚する前までの私の国民年金の納付記録では、同年同月から同年 6 月までの期間及び 40 年 4 月から同年 9 月までの期間が納付となっており、それ以外の期間は未納となっている。私の両親が、そのような納付の仕方をしたとは考えられない。なお、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間が未納となっていたが、この期間の領収書を提出し、記録が修正されたこともあり、両親が私のことを考え、長年にわたり納付してくれたはずなので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、昭和 36 年 5 月 24 日付けで、申立人、その母親及びその兄の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、申立人、その母親及びその兄の国民年金保険料の申立期間前後の納付記録において、納付された期間と未納の期間がほぼ一致しており、少なくとも 37 年 4 月から 40 年 3 月までの期間は 3 人共未納期間となっていることから、申立人のみその期間の保険料を納付していたとするのは不自然である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立人が結婚するまで国民年金保険料の納付は申立人の両親が行っていたと主張しているが、申立人の両親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、保険料を納付したという両親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入手続や納付に関する具体的な状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年3月まで

私は、昭和40年4月に左官の見習いを終え、実家に戻り独立した。収入を得られるようになっていたので、国民年金に加入し保険料を納付した。職業柄、収入が年に数回にまとまって入るので、お金のある時に保険料をまとめて納付した。納付の方法は、自宅に納付書が届いていたので、納付書に現金を添えて役場に自分で持って行った。独立してからずっと納付しているのに、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を役場で納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和46年5月17日である上、A市が保管している国民年金被保険者名簿から強制加入による資格取得が同年4月1日と確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から平成2年7月1日まで
ねんきん特別便によれば、A社における厚生年金保険の資格取得日は平成2年7月1日となっているが、私が所持している源泉徴収票及び同社の職員住所録では就職日が昭和63年9月1日となっている。
昭和63年9月から同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社が作成した昭和63年分給与所得の源泉徴収票、平成7年分退職所得の源泉徴収票及びA社の職員住所録並びに事業主の証言により、申立人が昭和63年9月1日から同社で勤務していたことは認められるものの、同給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄には280,800円が記載されており、当該金額は、申立人の前勤務地であるB局における同年1月1日から同年7月10日までの期間に係る社会保険料額として同票摘要欄に記載されている金額と同額である上、記載方法も適正であることから、申立期間のうち同年9月から12月までの期間について同社では申立人に係る社会保険料を控除していなかったことが確認できる。

また、申立人は、昭和63年8月より退職共済年金を受給していたところ、平成3年8月から一部支給停止となっている。当該支給停止は、当時の制度において退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となり、課税給与所得が一定金額を超えた場合に当該所得を超えた年の翌年の8月分から行うとされているものである。これについては、共済組合において確認できた申立人の平成2年分課税給与所得が一定金額を超えていること及び同年7月1日に申立人の厚生年金保険被保険者資格が取得されていることと整合し矛

盾点はみられない。さらに、申立人の昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる 63 年 9 月から 12 月までの期間に係る申立人の給与収入金額及び平成 2 年分課税給与所得金額と、申立人の職責が入社から退職まで変化がないことを考え合わせると、申立人の平成元年分の課税給与所得金額は退職共済年金が一部支給停止となる一定金額を超えていたと推認することができ、仮に、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者であったとするならば、申立人に係る退職共済年金は平成 2 年 8 月分より一部支給停止になることとなり、矛盾が生じる。

加えて、A 社は、厚生年金保険の被保険者となるべき者はすべて入社当初から被保険者資格の取得手続をしていたはずであるとしているものの、申立人が提出した同社の職員名簿と同社に係る厚生年金被保険者記録とを照らし合わせると、申立人と同様に入社後約 2 年経過後に厚生年金保険の被保険者となっている者 1 名が確認できることから、同社は当時入社した者全員に対して入社後ただちに厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとは必ずしも言えない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、同事業所において申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月16日から平成元年4月15日まで
私は、A社に採用され、昭和60年12月16日から、夫と共に、住み込みによるマンションの管理人として勤務していた。夫は同日に厚生年金保険の資格を取得しているが、私は平成元年4月16日に厚生年金保険の資格を取得したことになっている。夫婦で同時に勤務し始め、同じ仕事をしていたので、私も昭和60年12月16日から厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の給与が振り込まれた銀行口座の記録及びB社（A社の後継事業所）の関係者の供述により、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は申立期間中において、A社で厚生年金保険の被保険者であった夫の被扶養者であったことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和60年12月から61年3月までの期間、及び63年12月から平成元年3月までの期間については、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付しており、上記の2つの期間に挟まれた期間については、国民年金第3号被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人の夫は、A社でマンションの管理業務を始めた時に渡された健康保険証は、夫名義の1冊のみであったと記憶しており、B社に照会しても、申立期間当時の資料等は処分されており、当時の事情を知る者もないとのことであった。

加えて、申立期間当時の事務担当者は、既に他界しており、申立てに係る供述を得ることができず、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年ごろから42年4月1日まで
東京オリンピックの前の昭和38年ごろから42年4月にA社に転職する直前まで、B社に勤務した。

しかし、B社における厚生年金保険の記録は、昭和44年1月から6月までとなっており、おまけにその期間は後の事業所であるA社の期間と重複している。

加入期間が実際よりも短いこと及びその期間がA社の期間と二重加入になっていることが納得できないので、調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することはできない。

また、B社における関係者は、「集金人は、歩合制であり、基本的には厚生年金保険に加入していなかった。また、集金人は、自分で仕事の量や時間を調整できるので、仕事を掛け持ちすることは可能だと思う。」とも供述している。

さらに、申立人は、勤務していた同社C営業所について、勤め始めた1年後にD市へ移転したとしているが、当時の事務担当者は同営業所の移転は昭和43年以降であったとするなど、申立人の主張と当該事務担当者の供述には相違もみられる。

加えて、申立人に係る社会保険庁の被保険者記録をみると、申立期間について、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることは確認できるが、社会保険庁が保管する当該事業所の職歴審査照会回答票（個人情報）では、申立期間において申立人の氏名を確認することはできない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 24 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 22 年 11 月から 24 年 6 月末まで、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者期間の中断があり、退職した時期も相違している。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に転職した際の経緯及び同社の寮に入寮していたことについて具体的に記憶していることから、申立期間中において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、退職時期に関する記憶があいまいである上、同社は、昭和 56 年 8 月 1 日に厚生年金保険適用事業所でなくなり事業所は現存しておらず、申立期間当時の人事記録等の資料は無いことから、24 年 6 月 30 日まで勤務したとする申立ての事実を確認することはできない。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していない上、申立期間に A 社での厚生年金保険被保険者資格を有する者に問い合わせても、申立人を記憶している者を確認することができず、当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について同僚から証言を得ることもできない。

さらに、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の名前を確認できない。

加えて、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人

に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 2 日から 42 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
昭和 41 年 3 月から A 局に臨時雇用員として勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 41 年 3 月 2 日から A 局に臨時雇用員として勤務していたことは、B 社から提出された履歴カードにより、また、申立期間のうち、同年 5 月 1 日以降の期間に A 局に勤務していたことは雇用保険の加入記録により確認できる。

しかし、臨時雇用員の厚生年金保険への適用状況について、C 支社に照会したところ、申立期間当時は、本社一括適用ではなく、局や事業所、営業所ごとに厚生年金保険を適用しており、適用事業所によって厚生年金保険に加入させる基準が違っていたとの回答があった。

また、申立人は、同期入社と同僚の中には入社当初から厚生年金保険の加入記録がある者がいると述べているが、その同僚は申立人とは別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、他方、申立人と同じく A 局に所属し、勤務形態の同質性が高い別の同僚は、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人が当該事業所に入社した昭和 41 年 3 月前後に厚生年金保険の資格を取得した者 21 人の資格喪失後の記録をみると、全員が D 共済組合に加入していないことから、当該事業所では申立期間当時、職員への採用を前提としない従業員を厚生年金保険に加入させ、申立人のように職員への

採用を前提とした臨時雇用員については、準職員として採用されるまで厚生年金保険に加入させていなかったと推認できる。

加えて、履歴カード以外の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。